

# 棚卸資産の評価に関する 会計基準の公表

制度調査部  
古頭 尚志

適用時期は1年遅らせることで決着

## 【要約】

2006年7月5日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、『棚卸資産の評価に関する会計基準』を公表した。

現在、棚卸資産の評価基準は原価法と低価法の選択適用を認めているが、本会計基準の公表により、低価法に一本化されることが確定した。

本テーマはIASB（国際会計基準審議会）とのコンバージェンス・プロジェクトの対象項目にもなっており、この作業についても一歩前進したことになる。

適用時期については、企業側の事情にも配慮し、公開草案から1年遅らせ、2008年4月以後開始する事業年度からとして最終決着した（早期適用可。留意点については本文参照）。

## 選択適用から低価法強制適用へ

2006年6月30日、ASBJ（企業会計基準委員会）は『棚卸資産の評価に関する会計基準』の公表を議決し、7月5日、ウェブサイトに掲載した<sup>1</sup>。

本会計基準の策定に当たり、ASBJでは以下の流れで検討を進めてきた。

2001年11月、テーマ協議会が短期的テーマ案のレベル2として提言

「レベル2」とは、比較的優先度の高いグループ(テーマ1)以外のグループを指す

2005年3月、IASB（国際会計基準審議会）と会計基準のコンバージェンス（収斂/統合）に向けた共同プロジェクトの会合を開催。棚卸資産の評価基準を第1フェーズの検討項目とする

2005年4月、第79回ASBJ本委員会において、棚卸資産専門委員会の設置を決定

2005年6月、第1回棚卸資産専門委員会を開催<sup>2</sup>。検討を開始

2005年10月、『棚卸資産の評価基準に関する論点の整理』を公表<sup>3</sup>

2006年4月、『棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）』を公表<sup>4</sup>

2006年7月、『棚卸資産の評価に関する会計基準』を公表

<sup>1</sup> <http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/inv/> を参照。

<sup>2</sup> 吉井一洋「棚卸資産の評価、見直しへ」（2005年6月28日、制度調査部情報）を参照。

<sup>3</sup> 古頭尚志「棚卸資産の評価基準に関する論点整理」（2005年10月21日、制度調査部情報）を参照。

<sup>4</sup> 古頭尚志「棚卸資産の評価原則（速報版）」（2006年4月14日、制度調査部情報）を参照。

現行の制度では、原価法を原則とし、低価法を例外とする選択適用が認められているが、本会計基準では低価法に一本化される。これにより、棚卸資産の正味売却価額が取得原価よりも低下、すなわち収益性が低下した場合には、簿価の切下げが強制される。

本会計基準は全 68 項からなり、適用指針は開発されていない(「結論の背景」を充実させることで対応可能と判断された)。分量も比較的少なく、説明も丁寧になされているので、関心のある方は原文の参照をお奨めする。

本稿では、これまでにいただいた照会や、コメント募集後に重点的に議論が行われた箇所を中心にまとめることとする。取り上げる主なテーマは次の通りである。

- ・ 本会計基準の適用範囲
- ・ 通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価額
- ・ 表示方法
- ・ 適用時期
- ・ その他

### **本会計基準の適用範囲**

棚卸資産の範囲は、従来通り連続意見書第四に定められた資産(6 ページの一覧表を参照)であり、本会計基準は原則として全ての棚卸資産に適用される。ただし、「他の会計処理により収益性の低下が適切に反映されている場合」については除外される(第 27 項)。

この点、『論点整理』の段階では、工事損失引当金の計上とそうした会計処理が会計慣行として定着していると認められることを条件に、**未成工事支出金**を除外項目とすることが検討され、明文化することが予定されていた。

最終段階でも再度検討の対象となったが、工事損失引当金を計上する会計処理の定着の有無については意見が分かれていること、明文化することにより工事損失引当金の計上を強制しているかのような印象を与えかねないこと等が考慮され、具体例としての明文化は見送られた。

結果的に、本会計基準においては「棚卸資産には、未成工事支出金等(中略)も含まれる」(第 31 項)との記述にとどめている。ただし、前出の第 27 項により、適切に工事損失引当金が計上されている未成工事支出金について、本会計基準の対象としない取扱いが認められる。

その他、以下の点についても正式に決定された。

- ・ 販売用不動産も本会計基準の対象とする
- ・ 金地金などのトレーディング目的の棚卸資産は時価評価し、「金融商品会計基準」の売買目的有価証券に準じて取り扱う

### **通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価額**

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価額については、正味売却価額、正味売却価額に代わるもの、再調達原価が挙げられている。再開後の専門委員会では、正味売却価額が「期末時点の売価に基づく正味売却価額」を意味するのか、「(期末時点で見込まれる)将来(実際)の販売時点の正味売却価額」を意味するのかが議論された。

この点、棚卸資産は販売による資金回収額によって収益性の低下の有無を判断するのであるから、素直に考えれば、「( 期末時点で見込まれる ) 将来 ( 実際 ) の販売時点の正味売却価額」とするのが自然である。しかし、当初から契約上の売価が定まっているようなケースを除けば見積もりが困難なことが多く、実務上はいわば代理数値として期末時点の売価を基にした正味売却価額が用いられていると思われる。確かに「期末時点の売価に基づく正味売却価額」と「( 期末時点で見込まれる ) 将来 ( 実際 ) の販売時点の正味売却価額」とは厳密に言えば異なるのだが、明確な区分を要求する必要性も乏しいと考えられることから、「期末における正味売却価額」という曖昧な表現が用いられている ( 第 7 項 )。仮に「期末時点の売価」が突発的な要因により異常な水準になっているとしても、それをを用いることが不適切であることは自明である ( 第 43 項 )。

### **表示方法**

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、その「収益性の低下による簿価切下げ額は売上原価」として、「製造に関連して不可避免的に発生するものについては製造原価」として処理することになっている。再開後の専門委員会では、実務上の問題としてこのような区分が可能なのか、疑問視する意見が出された。「区分できない場合にはいずれかに含める ( 例えば売上原価にする ) ことを明文で規定した方が分かりやすいのではないか」との意見や、「同一企業内で区分ができないという状況が良く理解できない」といった意見など、様々な見解が出された。

この点に関しては、品質低下評価損・陳腐化評価損・低価法評価損の区分が困難であるとして、本会計基準がこれらをいずれも「収益性の低下」として一括りにしている ( 第 39 項 ) ことを思い起こすことがヒントになる。すなわち、そもそも区分が難しいのだから、基本的には「収益性の低下」と考え、「売上原価」として処理するのが原則になる。しかし、それでもなお「製造に関連して不可避免的に発生するもの」とすべきものがある場合には、「製造原価」として処理するということである。

こうした議論を背景に、第 62 項には「ただし書き」が追加されている。

### **適用時期**

#### **( 1 ) 適用時期は公開草案の 1 年後に**

2006 年 4 月 14 日に公表された公開草案では、適用時期を 2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からとしていたが、1 年先送りし、2008 ( 平成 20 ) 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることとなった ( 早期適用可。ただし、次項の留意点を参照 )。その背景としては、公開草案に対し、適用に間に合わないことを危惧する意見が複数寄せられたことが挙げられる。

ASBJ の調査では東証 1 部上場企業の 7 ~ 8 割程が原価法を採用しているとされ、当会計基準による見直しの影響は広範囲に及ぶ。専門委員会の場合でも作成者サイドへの配慮が必要との意見が大勢を占め、以下の 3 案に基づいて改めて検討が行われた ( いずれも早期適用は可 )。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . ( 公開草案 ) 2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</li> <li>2 . ( 修正案 ) 2007 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用とするが、受入準備が整わない等の理由がある場合は 1 年遅らせることも認める。ただし、適用できない旨及び理由の注記を要する</li> <li>3 . ( 修正案 ) 2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用</li> </ol> |
|--|

それぞれの長所・短所について、事務局からは次の点が示された。

	長 所	短 所
公開草案	・当初のスケジュールに沿った運用が可能	・実務的に対応が間に合わない企業への配慮に欠ける
修正案	・実務的に間に合わない企業への配慮がなされている	・実務的な理由でやむなく1年適用を遅らせた企業に対し、無用なマイナスイメージが生じる可能性がある ・金融商品取引法の成立により2008年4月から四半期報告制度が導入されることを考えると、第1四半期(2008年6月)と公開草案通り適用した場合の年度末(2008年3月)という違いしかないので、わざわざ1年遅らせる必要はない
修正案	・実務的に間に合わない企業への配慮がなされている ・一部企業へのマイナスイメージを回避可能	・この時点で1年先延ばしにすれば、公開草案に基づいてすでに準備を始めている企業が、ASBJに対して不信感を抱く懸念がある ・第1四半期(2008年6月)と公開草案通り適用した場合の年度末(2008年3月)の関係については修正案と同様

専門委員会の場では、基準の見直しにはシステム対応のみならず、管理方法やグループ内への徹底等、多くの工程を踏む必要があること、また管理方法等については企業ごとに異なっており、見直しに要する作業量および期間についても、どのような管理手法を採用しているかによって大きな差が生じる可能性が指摘された。すなわち、今現在適切な管理を行っている場合であっても、その作業量から「2007年4月1日以後開始する事業年度からの適用には間に合わない」ケースは十分考えられ、そうした主張があっても決して不合理ではないということである。したがって、公開草案については「配慮に欠ける」と判断された。

上記修正案 についても同じ批判が当てはまる。「1年遅らせることを認める」としてはいるものの、見直しに伴う作業量から実務的な対応が間に合わず、実際に1年遅らせた企業に対し、「これまで不適切な処理が行われていたのではないか」との憶測が生じることが懸念される。如何に丁寧な注記を行おうとも、結局は投資家等の主観的判断によるのであり、不正確な憶測に基づいたマイナスイメージが生じるリスクを完璧に取り除くことは不可能であろう。したがって、修正案 は企業間で不公平な取扱いとなる可能性があり、適切ではないと判断された。

修正案 についても長所・短所の両面から検討されたが、適用を急がなければならない特段の事情もなく、この案を採用することで決着した。

## (2) 早期適用に関する留意点

本会計基準の特徴として、早期適用に関する詳細な規定が存在する点が挙げられる。制度調査部にも投資家等から早期適用に関する照会を多数いただいたが、基準内で早期適用の取扱いが明確にされている点は評価できる。内容は大きく分けて3つある。

**本会計基準の一部のみを早期適用することは認められない。**

- 早期適用に際しては、本会基準の全項目を適用することが必要である。

**連結子会社にも同時に適用しなければならない。**

- 個別財務諸表のみ早期適用することは認められない。

**受入れ準備が整った段階から順次適用することができる。**

- 中間期には適用せず、事業年度末から適用するというパターンも認められる。

ただし、中間会計期間には適用していないこととその理由、中間会計期間に適用した場合の当該中間会計期間に与える影響額の注記が必要である。

特に に関する照会を多くいただいたので、参考までに事務局から提示された想定される早期適用の4つのパターンを挙げておく。なお、この場合も次の(3)を利用できる。

#### 想定される早期適用のパターン



### (3) 適用初年度の取扱い

適用初年度については、発生した簿価切下げ額が多額で、それが期首の棚卸資産に係るものである場合は特別損失に計上できる。ただし、洗替え法を採用している場合であっても、戻入れは出来ない(第21項)。なお、計上方法は以下のいずれかの方法による。

本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を計上する方法

本会計基準を期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を計上する方法

### その他

#### (1) 国際的観点からみた本会計基準策定の意義

本項目はIASB(国際会計基準審議会)とのコンバージェンス・プロジェクトの項目に掲げられていたが、本会計基準の策定により低価法の強制適用が実現し、ASBJはこの意味でも一歩前進したことになる。同時に、CESR(欧州証券規制当局委員会)が指摘した追加開示の問題についても、棚卸資産に関してはその半分が解決したといえる<sup>5</sup>。

次ページの表は、会計基準の主な設定主体であるIASB(国際会計基準審議会)、FASB(米国財務会計基準審議会)、現行の日本基準及び当会基準の主な項目を一覧にしたものである。

<sup>5</sup> CESRでは、棚卸資産の評価に原価法と低価法の選択適用が認められていること(評価基準)、後入先出法の使用が認められていること(評価方法)、の2点に着目し、IAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)に基づいて会計処理し直した情報の追加開示が必要と指摘した。このうち本会計基準では を取扱い、 については対象とはしていない(第1項)。詳しくは、齋藤純「国際会計基準と日本基準との相違点」(2005年9月27日、制度調査部情報)を参照されたい。

## 主な項目の比較

	現行の日本基準	新たな日本基準	国際会計基準	米国基準
主な会計基準	連続意見書第四 <sup>6</sup> など	棚卸資産の評価に関する会計基準	IAS 2「棚卸資産」	ARB 第 43 号第 4 章 「棚卸資産の評価」 (FAS133 により修正)
棚卸資産の範囲	通常の営業過程において販売するために保有する財貨または用役（商品等） 販売を目的として現に製造中の財貨または用役（仕掛品等） 販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨（原材料等） 販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨（事務用消耗品等）		通常の営業過程において販売目的で保有されているもの そのような販売のために生産過程にあるもの 生産過程もしくは役務提供にあたって消費される原材料または貯蔵品	通常の営業過程において、販売のために所有しているもの（製品） 販売のための生産過程にあるもの（仕掛品） 販売のための製品または用役の生産用に直接または間接に消費されるもの（原材料・貯蔵品）
評価基準	原価法と低価法の選択適用	低価法を強制適用	低価法を強制適用	低価法を強制適用
評価額	正味実現可能価額、再調達原価 など	正味売却価額、再調達原価 など	正味実現可能価額	再調達原価 <sup>7</sup>
簿価切下げ額の戻入れについて	洗替え、又は切放し	洗替え、又は切放し <sup>8</sup>	洗替え	切放し

## (2) タイトルの変更

本会計基準の検討過程では、これまでに 2 つの公表物が作成された。まず 2005 年 10 月に『棚卸資産の評価基準に関する論点の整理』、続いて今年 4 月に『棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）』が公表されている。この 2 件について「棚卸資産の評価基準」から「棚卸資産の評価原則」に名称が改められた理由は既報の通りであるが<sup>9</sup>、今回は再度「棚卸資産の評価」に変わっている。これは、「原則」という用語について「やや重い印象を受ける」「基準と意味が重複している」との意見があったため、最終案の段階で削除されたものである。趣旨や内容の変更を伴うものではない。

<sup>6</sup> 正式名称は「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第四 棚卸資産の評価について」。

<sup>7</sup> ただし、正味実現可能価額を超えてはならず、正味実現可能価額から通常の利益を控除した額を下回ってはならない。

<sup>8</sup> 継続適用を要する。また特別損失に計上する場合は、洗替え法を採用していても戻入れはできない（第 14 項、21 項）。

<sup>9</sup> 古頭尚志 「棚卸資産の評価原則（速報版）」（2006 年 4 月 14 日、制度調査部情報）を参照。